

## 【研究ノート】

### 小曽根築地造営に係る借入金について

徳永 宏

はじめに

令和三年（二〇二一）は、元龜二年（一五七一）のポルトガル船来航による長崎開港から数えて四五〇周年にあたる。長崎は国際貿易港として発展し住民の多くが貿易に係わってきたが、幕府が鎖国政策を転換し、安政六年（一八五九）に欧米諸国に対して開港したことにより大きな影響を受けた。この時大浦地区を中心に外国人居留地が造成され、自由貿易が開始された。この変革に対応して新たな商機を見出し、自ら築地の造営を行ったのが長崎の町人小曽根乾堂である。

乾堂は、明治維新を推進した志士たちと関わり、その先見性は広く知られている。彼が、父と共に取り組んだこの築地の造営もその一つであるが、紆余曲折があったことは否めない。その実情について検証した先行研究はあるが、史料的な制約もあり十分に解明されているとは言い難い。

本稿では、特に乾堂を悩ませた築地造営に係る問題に着目し、先行研究の内容を確認しつつこれまで紹介されていない史料にも拠りながら築地造営における経済活動について検討を加えていきたい。

#### 一 小曽根乾堂及び小曽根築地に関する先行研究

小曽根乾堂は、文政十一年（一八二八）五月二日、本博多町の質

商小曽根六左衛門（竹影と号す、以下、竹影）の長男として生まれる。仮名は六郎（父の死後は六左衛門）、通称が栄、諱は豊明、乾堂と号した（以下、乾堂）。

小曽根氏は、平戸道喜を家祖としており、道喜は、出島の築造を請け負った二五人の一人で、その他、眼鏡橋の修復や瑞光山永昌寺（長崎市玉園町）の創建に関わったことが知られている。

道喜以降の小曽根氏の動向は、同氏の屋敷が三度も火災に遭った<sup>1</sup>り、昭和時代の疎開によって史料が失われたことから詳らかにされていないが、正徳年間（一七一―一七二六）の「本博多町繪圖（正徳年間町絵図）」には、幕末の小曽根邸の場所に「小増根加祿」の名前が見られる<sup>2</sup>。ただし、名前以外の情報がなく同氏が居住していたのか、誰かに賃貸していたのかは不明である。

竹影の経歴は、西道仙編・小曽根星堂書「竹影居士伝 小曽根家中興祖」（明治三七年）にまとめられている<sup>3</sup>。同史料によれば、父貞蔵の代に大きく家運が傾き、本博多町の地所を失うほどであったが、一三歳の時に豊後町の質商諸藤某に奉公した後、二五歳の時に諸藤の店を辞して旧宅の一部を買い取り古衣装の販売を始めた<sup>4</sup>。なお、諸藤氏は、長崎港口に位置する伊王島に建立されていた俊寛僧都の碑を弘化二年（一八四五）に竹影らと修復していることが同碑に刻まれている<sup>5</sup>。

天保九年（一八三八）、長崎市中に大火があり、新築中であった竹影の家屋が全焼するが焼け残った倉庫と仮小屋で質屋を営み、同一二年、家屋を再建している。

なお、質屋業に係る記録としては、翌一三年、島原町の才蔵が六左衛門の質屋に質入れしたものが盗品であったため奉行所から取り上げられたことが「犯科帳」に出ている。

乾堂やその長男晨太郎（星海と号す。以下、星海）と長年にわたり交友関係にあった西道仙は、竹影と乾堂、そして星海の業績を伝記や墓誌に記しており、これらの史料をもとに、神野雄二氏は「日本印人研究」で小曾根氏三代の文化人としての業績とその顕彰活動についてまとめている<sup>7</sup>。

竹影は、福井藩を始め蓮池藩、佐賀藩諫早領、津藩などの用達などを勤めていたことも知られているが、これら諸藩の藩主らと小曾根氏との交流については、同氏第一七代当主吉郎・育代御夫妻が、御所蔵史料などをもとに書籍を出版している。蓮池藩用達に関する史料は小曾根氏が長崎県立長崎図書館へ寄贈した史料の中に「小曾根家諸書留」がある。同史料には、蓮池藩は佐賀本藩が担っていた長崎港警備のうち伊王島の警備に従事している記事が散見され、先述の俊寛僧都墓碑再建との関係性を感じさせる。また、『蓮池藩日誌』にも小曾根氏出仕の記事が次のとおり出ている。

【史料一】『蓮池藩日誌』

（弘化四年）十一月用番鍋島主計。長崎市小曾根六左衛門ヲ用達ニ復旧セシム。因テ酒ヲ賜ウ

（嘉永二年）十一月公長崎用達小曾根六郎ヲ呼ヒ数十日滞在セシム。六郎隸書篆刻ヲ能スルヲ以テナリ。

（万延元年）十一月（中略）去九日戌兵重松雄藏・大木幾太郎・栗山秀雄長崎市ニ到リ、外国人ト争鬪シ秀雄・雄藏ハ外人ヨリ拘捕、幾太郎ハ魚見岳ニ帰ル。而シテ秀

雄兩人ハ外人已ニ長崎奉行所ニ引致シタリ。因テ長崎用達小曾根六左衛門等ヲ以テ、返還ノ事ニ周旋中ナリト<sup>10</sup>。

なお、明治維新後、同藩の用達は小曾根家から別家にならわっている。

【史料二】「文書課事務簿 諸藩届出并伺達」明治三年閏一〇月二三

日条

⑨弁務

蓮池藩

久納友之進

右者医学校江入塾罷在候処、母親病氣之由国元方申越候付、帰省支度段申出候、今廿二日方尙十一月迄之御暇、御聞濟被成下候様此段奉願候、以上

蓮池藩用達

稲津善五郎⑨

庚午閏十一月廿二日  
書面願之趣承届候<sup>11</sup>

稲津氏は、乾堂の妻常（津祢）の実家で、慶応三年に乾堂が居留地遊歩道の整備を請負った時の保証人になっている<sup>12</sup>。なお、明治時代の引地町一二番地には稲津直三郎の名前がある<sup>13</sup>。

佐賀藩諫早領の御館入については、同家の日記にその記事があることをシーボルト記念館織田毅館長より御教示いただいた。同日記には次のような記事が出ている。

【史料三・一】「日記 自弘化三年午八月至同一二月ニキキ」

弘化三年十一月二十七日条

座間敷哉伺来候事

一 長崎之者共御出入願扱又香焼御陣場心遣願之儀ニ付諸役方より左之通伺来達

弘化三年十二月二十六日条

御耳候処何れも願通被 仰出候付其段申越候事

一 長崎小曾根六左衛門儀御館入被

此通

御付候付而向正月二者為御礼諫早罷越候ハ者不相叶左候而

一 長崎大黒町御屋代亡平石利右衛門せ彼常十郎儀亡父御首尾合之訳を以不易此御方御館入被 仰付候被下

親類中其外披露にも仕候ハ者不相叶ニ付御上下被為拝領被

度願出候惣而者追々右同役古賀九兵衛諸御用弁之為

下間敷哉委細願之趣洪谷十兵衛ハ申越候由就而者御内外御

御出入被 仰付置候処右之者儀当時大病ニ而全快之

用弁共可相成誠相手次第二者前方ハ差付右之御仕成相成候

程も難計此就而者前断常十郎彼是之訳を以御出入願

儀も有之候付而者内願通被仰付方ニ而者有御座間敷哉委敷

通被 仰付方ニ而者有御座候間敷哉伺来候事

内書を以請役喜左衛門ハ申来候付達

御耳候処願通被為拝領之旨被

此通

御出候付其段申越之貴御上下之儀も此節差越之候事<sup>14</sup>

(闕字については一字アケ、平出擡頭については改行の上、史料通りに文字を配置した。以下同)

一 長崎本博多町小曾根六左衛門儀去年阿蘭陀本国船渡

【史料三・二】「日記 自弘化三年午九月至同一二月ニツキ」

来ニ付御出勢ノ砌より御国之英風を奉慕候付御館入

弘化三年十一月晦日条

被 仰付被下度就而者御越座中万一御近火其外俄之

一 長崎本博多町小曾根六左衛門其外左之通御館入被 仰付度

節者御屋敷ハ別而御手近ニ有之候付御立退候処扱又

願出候付願通被

土蔵三ヶ所塗小屋壱間所持罷在候故御武器等御置処

願出候付願通被

ニ被相用被下候ハ、成丈心遣可申其外不時之御用不

御付方ニ而者有之間敷奉伺候処何れも願通被 仰付候事

成何事身分相応之働者被 仰付次第奉畏御為筋相働

乍恐奉願口上覚

可申志願之旨委細書付を以願出候就而者近年彼地之

此通

都合を以者何時

御出馬其内不遠之儀も有之者御立退之場所共可相成

哉夫耳ならず御出勢之内宿取等之儀も難計至不都御

私儀本博多町住居内輪質商売等を以可也ニ相統罷在義御

差支ニ相成候而不相叶候処人柄も相応之者之由ニ付

座候処去年阿蘭陀本国船渡来ニ付御出勢之砌ハ御国之英風

而者手詰之節御用弁之為願通被 仰付方ニ而者有御

を御慕申上候付近来御用繫御半難奉願奉恐入候得共今般御

館入被差免

殿様爰元御越被遊候節者被渡

御目通被 仰付被下度旁奉歎願候一躰無調法ニ有之何之御

用ニも相立候者ニ無御座候得共御越座中萬一御近火其外俄

之節ハ御屋敷ヲ別而遂能御手近ニ有之甚未籠ニ者御座候得

共御支無御座候半者其場御立退所扱又土蔵三戸前途小屋壹

軒所持罷在候故御武器等御置所ニ被相用被下候半者私丈心

遣可申其外不時之御用何事ニよらず身分相応の働者被 仰

付次第奉畏御為御助相働可申志願ニ御座候条右之事情被為

聞召則御都合宜御執成を以如願被 仰付被下候様何分宜御

心遣被下度深重御頼仕候置

午十一月

小曾根六左衛門 判

多喜又蔵殿

但御屋代也

弘化三年十二月十四日条

同月十四日

雨

一 長崎小曾根六左衛門其外御出入之義先月願出候ニ付左之通

書状を以達越ス

一 筆為啓達候御自分義此方江出入有之度旨書附之趣被承

之一代被任御望候此段為可相達如此候恐々謹言

午十二月

早田喜左衛門

判

小曾根六左衛門様

(中略)

一 筆致啓達候喜様儀此方御出入之儀ニ付別紙書附差出被申

候を差越候為可申越如此御座候恐惶謹言

十二月

清越弥七

高嶋市右衛門

中村一之允カ

小曾根六左衛門様

其外<sup>15</sup>

【史料三・三】「日記 自嘉永四年辛亥正月至同閏四月ニツキ」  
嘉永四年二月晦日条

(前略)

一 長崎御出入小曾根六左衛門其外左之通献上仕之段達書候

由ニ而諫早より差越來候付則差上候事

一 御筆 二箱 外二一品

右は小曾根六左衛門カ

一 唐紙 壹束 一折

一 御扇子 一箱

右者石崎順五郎カ<sup>16</sup>

これらの史料から竹影は弘化元年(一八四四)から諫早領の御館  
入を勤めており、非常時には諫早領の蔵屋敷がある浦五島町から比  
較的近い本博多町の同氏住宅の土蔵などを武器の保管場所として提  
供する用意があったことが分る。

福井藩との関係については、同藩制産方頭取であった三岡石五郎  
(由利公正)や、藩校明道館賓師として迎えられた熊本の横井小楠  
に関する研究において紹介されている<sup>17</sup>。最近の研究としては、本川  
幹男他共著『幕末の福井藩』(令和二年 岩田書院)がある。この  
研究では、福井藩が藩財政立て直しのため外国へ国産品の生糸や醬

油の輸出を図り、小曾根氏に資金を貸付けて蔵屋敷地となる築地の造営を行わせたものうまく行かず、一時期小曾根氏と疎遠になったことを紹介している。同藩の用達も明治維新頃他家に変わっていることが史料に出ている。

【史料四】「諸家届并伺達 明治元年十月〜十二月 文書科事務簿」  
(朱書) 十月廿四日

松平越前守内

加藤藤左衛門

波 静也

南部豊介

右者頼主用昨夜到着東築町福井屋市太郎方へ止宿仕候此段御届申上候以上

越前用達

辰十月廿四日

徳見傳助<sup>18</sup>

なお、徳見氏は、星海の初婚相手と同氏出身であるが、傳助自身との小曾根家の関係は不明である<sup>19</sup>。ちなみに、明治三年(一八七〇)の「長崎港各町五人組帳 第一」では、東築町に「徳見伝助」の名が見られる<sup>20</sup>。

また、乾堂は、彼の弟清三郎や英四郎とともに坂本龍馬と亀山社中(のち海援隊)の活動を支援したことが知られているが、特に英四郎については、小曾根吉郎・育代前掲書の他、織田毅著『海援隊秘記』(平成二二年 戎光祥出版)には英四郎が志士たちの良き理解者で小曾根氏の屋敷を定宿にしていたことなどの紹介記事がある。本稿の主題である竹影と乾堂父子による築地の造成については、

菱谷武平著『長崎外国人居留地の研究』(昭和六三年 九州大学出版会)が詳しい。菱谷は、同書第二章第五節「小曾根町築地の始末について」において小曾根築地造営の経緯、居留地編入による長崎奉行所との軋轢等について当時長崎県立長崎図書館が所蔵していた長崎奉行所関係文書等(現在は長崎歴史文化博物館蔵)により明らかにしている。

なお、菱谷は前掲書の中でこれらの史料について次のとおり述べている。

小曾根町築地に関する初発の「申請と計画」の基礎的史料の存在を聞いていない。わずかに傍証資料によってその大要を察知する程度である、

つまり築地造営の経緯を知るうえで重要と思われる史料が見当たらないことを示唆している<sup>21</sup>。

また、

再三繰り返し返すように、この築地に関する小曾根六左エ門が代官所へ差出したはずの築立申請の願書やその附属の仕様書の類が失われて無いので、築地の構想、企画、経費等の具体的な詳細は不明である。

と同じく史料的な制約があることを述べて、築地造営の全容が十分に掴めないことを指摘している<sup>22</sup>。

以上のことから、本稿では菱谷氏の研究を基礎に築地の造営とその後の整備に関して小曾根氏が抱えていた問題点について、残存す

る史料から探っていききたい。

## 二 小曾根築地の造成に係る問題について

小曾根築地の造営については、安政六年（一八五九）四月、竹影が浪ノ平にある所有地の造成工事を始め、「四ヶ年の間家業取捨」でこの事業に集中し、「万延元年（一八六〇）に完成した。この事業にあたっては、「諸方々夥敷借財相重中ニ茂松平越前守様方数多之拜借金被 仰付」ており、総入費九、六八七両のうち、福井藩からの拜借金が四、〇三〇両に及んでいる。その際、「地所家居土蔵共引当ニ差出し建蔵之敷銀を以五ヶ年賦ニ上納仕候積」であった。六左衛門は、そのために建設した土蔵四棟のうち三棟を英吉利商人アノルトに賃貸している。このことは、文久元年、竹影の三男順三郎が、土蔵を貸すにあたり値組前に届け出ていなかったとして処罰を受けたことが長崎奉行所の「犯科帳」に出ている。<sup>24</sup>竹影の口書によれば、彼自身は病身につき順三郎に諸事を任せていた。順三郎は、かねてから外国商人との取引があったとしている。乾堂は、この時堺の糸割符請払役として長崎から離れていて直接関与していなかったため、罪に問われていない。<sup>25</sup>

小曾根氏を更に窮地に追い込んだのが、築地の居留地編入である。当初築地を外国商人へ貸渡すにあたり、相対で敷銀を設定しその収入をもって借金の返済に充当するつもりであったが、居留地に編入されたことにより規定の賃料しか得ることができず、資金計画が大いに狂ってしまった。彼は居留地編入に伴う損失を二、三、八二両と見積もっている。<sup>26</sup>

もう一つ小曾根氏を悩ませたのが福井藩との関係である。同藩の

三岡石五郎（由利公正）は、小曾根氏と交渉し藩の産物蔵を確保するため、前述のとおり資金提供したうえで同家の事業を後押しした。しかし、長崎奉行所による居留地編入によりその計画に狂いが生じ、小曾根氏は、文久二年（一八六二）同藩から「手切れ」にされてしまふ。<sup>27</sup>そして、同藩は、別途長崎に福井屋を構えそこに藩の産物を取り扱わせる。<sup>28</sup>

なお、『由利公正伝』によれば、福井藩がオランダ貿易会社に対して文久元年に販売した生糸は二十五万弗、次年度には生糸と醤油で六〇万弗余としているが、この取引額についてはこれまで実証されておらず、研究者はこの金額に疑問を呈している。<sup>30</sup>オランダ側の史料としては、「オランダ貿易会社出島代理店営業報告」があり、当該年度の翻刻文が松井洋子編『東インド会社の解散と出島商館文書の変容』（平成二九年 東京大学史料編纂所）に掲載され、横山伊徳氏が本資料を基にオランダ貿易会社の活動を紹介している。<sup>31</sup>同史料のうち、一八六〇～一八六一年分では、Ruwe zijde（生糸）の購入額が三九二、一六四・三ギルダ、一八六一～一八六二年分では、Ruwe zijde の購入額が二二二、九一七・三ギルダと Zijde in studies（原糸）が五、八四〇ギルダの計二二八、七五七・三七ギルダとなつている。購入額が全て福井藩のものであるかは不明であるが、横山氏の研究によれば、一ドル≒約二・七ギルダと計算しており、この為替レートを当てはめると、購入額が一四五、二四六ドルと八一、〇二二・二五ドルとなり『由利公正伝』記載の金額より少額となる。この点は、今後さらにオランダ貿易会社の史料研究が進めば福井藩との取引の実態が明らかになっていくと思われる。元治元年以降、福井藩と小曾根氏の関係は改善し、築地内の火除け地に産物蔵を確保するとともに、同藩が貸付けた四、

○三〇両の返済は、小曾根氏の築地を居留地として借地した外国商人から敷地料二ヶ年分と彼らに売却した家・土蔵代金を合わせて二、〇三〇両を先に償還し、残りは十年賦で二〇〇両ずつ返済することを取り決めた。<sup>33</sup> 前者は元治元年子八月と元治二年（慶応元年、一八六五）丑四月二二日の二回に分けて長崎奉行所居留場掛から福井藩へ支払われている。<sup>34</sup> この当時の小曾根築地の賃借主、賃料などは【表一】「小曾根築地土地利用一覧」のとおりである。

乾堂は、福井藩以外にも資金調達していたが、前述のとおり返済に充当するはずの敷地料を奉行所が設定した金額とされ、敷地内の家・土蔵を安く売却することになったため返済に窮してしまった。そこで当座の資金として文久元年（一八六一）一二月、薩摩藩の五代才助から資金の貸付を受けたことを示す文書が小曾根氏に伝わっている。<sup>35</sup>

さらに、文久四年（元治元、一八六四）に長崎奉行所（宛所は居留場御役場）へ五千両の拝借（千両／年×五年）を願い出ていることを菱谷が紹介している。<sup>36</sup> 筆者が確認したところ、実際には文久三年（一八六三）一二月に年間賃料の下げ渡し分洋銀七九六枚二分に一〇八二枚六分一厘を加えて計一八七八枚八分五厘ずつを五年間借用することとし、元治元年子八月と元治二年（慶応元）丑四月一九日の二回にわたり受領して福井藩への返済に充てていたが、何らかの理由で資金が必要となり、慶応元年に前倒しで御救銀会所から千両とこれとは別に二千両を拝借し、さらに慶応三年七月には九〇〇両を拝借している。<sup>37</sup>

【史料五】慶応元年 御貸付金年賦帳

慶応元年丑十二月

本博多町

【表一】小曾根築地土地利用一覧

区域	地番等	面積			賃借時期	賃借主	敷地料(洋銀)					建物	棟	備考
		坪	合	夕			枚	歩	厘	毛	弗			
海岸側	48番	152				亜フレンチ	56	2	4			土蔵	2	亜はアメリカを指す
	49番	450				蘭シキフ	166	5						
	50番	458	7	5		蘭キリーン	167	6	1					
	51番	468	7	5		英フィールド	175	7	5			家 土蔵	1 1	
	道敷	52												51番火除地間、冥加として提供
	火除地	797	5											
	甲造船所	580			文久2年間8月朔日～	英ミツチエル	214	6						
	乙造船所	580			文久2年間8月朔日～	亜フツチェルト	214	6						亜はアメリカを指す
	小計	3539				敷地料計	995	3	3	7				
						夫銀	199		6	7	4			敷地料の2割
					小曾根氏へ下渡額	796	2	6	9	6				
山手	道敷	571												冥加として提供
	小曾根持地	1806		5	文久2年(1862) 3月～12月11日 (部分)	亜人ウヲルス						住居 長小屋 土蔵		土蔵1棟は長12間入3間を3戸に分割崖下にあるぼろ切置場として貸渡した土地72坪に小屋を取立ていたが解き地所を差し戻されたので、戸町村庄屋森田氏に届け出てさらに庄屋から届けがあった

一元金貳千兩

小曾根六左衛門

同町親類惣代証人

小曾根英四郎

但來寅方亥迄拾ヶ年賦一ヶ年貳百兩年壹割利金共返納之定

右年賦取立方

丑十二月

(割印) 拾六兩貳分

永百六拾六文七步

(朱書) 此金貳朱錢貳百八拾八文

十二月納

寅(割印) 元金①貳百兩 卯正月廿九日

利金①貳百兩 納人 小曾根六左衛門①

(朱書) 殘元金千八百兩

同

卯(割印) 元金①貳百兩 辰三月十八日 六左衛門代

利金①百八拾兩 納人 小曾根真太郎①

同

辰 元金①貳百兩 己七月八日

(割印) 利金①百六拾兩 納人 小曾根真太郎①

同

己 元金①貳百兩

利金①百四拾兩

同

午 元金①貳百兩

利金①百貳拾兩

同

未 元金①貳百兩

利金①百兩

同

申 元金①貳百兩

利金①八拾兩

同

酉 元金①貳百兩

利金六拾兩

同

戌 元金①貳百兩

利金①四拾兩

同

亥 元金①貳百兩

利金①貳拾兩

同

【史料六】慶応三年 御貸付金年賦帳

慶応三年卯七月

本博多町

拝借主

小曾根六左衛門

十元金九百兩

本博多町

親類惣代証人

小曾根真一郎



但来辰方申迄五ヶ年賦巻ヶ年元金百八拾両  
 年巻割利金共弐季割合返納之定

右取立方

卯十二月納利金四拾五両

納人小曾根六左衛門代人

真一郎印

十二月廿四日

(付札) 是る七月(朱書) 己八月十八日皆納

辰  
 七月納 元金九拾両  
 利金四拾五両

(割印) 十二月納 元金九拾両  
 利金四拾両弐分

十二月廿七日印

(朱書) 残七百弐拾両此利七拾弐両  
 (割印) 印

巳  
 七月納 元金九拾両  
 利金三拾六両

十二月納 元金九拾両  
 利金三拾壹両二分

己八月十八日皆納印

午  
 七月納 元金九拾両  
 利金弐拾七両

十二月納 元金九拾両  
 利金弐拾弐両弐分

未  
 七月納 元金九拾両  
 利金拾八両

十二月納 元金九拾両

申  
 七月納 元金九拾両  
 利金九両  
 十二月納 元金九拾両  
 利金四両弐分

借用にあたり親類惣代証人として慶応元年時には弟英四郎、慶応三年には妹婿真一郎が署名捺印している。慶応元年分は、翌寅年(慶応二元)から亥年(明治八年)までの一〇ヶ年で毎年元金二〇〇両と利息一割の分割納としており、三ヶ年分の支払いが記録されている。慶応三年分は、翌辰年(明治元年)から申年(明治五年)までの五ヶ年で毎年元金一八〇両と利息一割(七月と二月の分割納)としているが、実際には明治二年己八月一八日に前倒しで皆納している。

【史料五】及び【史料六】には借入金の使用について書かれていないが、菱谷氏が紹介されているように、この頃乾堂は、居留場に編入されなかつた海岸沿いの火除け地及び山手側の所有地に貸家や土蔵などを建設し、その賃料を得ることで築地造営の経費を回収するため、慶応元年に庄屋を通じて代官所に願い出ていることが、「小曾根六左衛門築地外国人貸地ニ差加へ拜借金被仰付候一件」の中に書かれており、その建設資金の可能性もある<sup>38</sup>。同史料中の「小曾根六左衛門浪ノ平にて建家奉願候書付」によれば【表二】「慶応元年貸家建設予定表」のとおり建設を計画している。

この貸家については、小曾根吉郎氏から長崎市立博物館(当時)へ寄贈された「浪ノ平埋立居留地図」【写真一】の中に借家人と思われる人名と年間賃料を記した図面(製作時期不詳)があるが、前掲

【表二】慶応元年貸家等建設予定表

建 物	棟	規 模	備 考
土蔵	1	25間 3間	
土蔵	1	15間 3間	
土蔵	2	12間 3間	
家	1	7間 4間	差配人居所
家	9	10間 2間半	貸家
石炭仮小屋	2	25間 4間	

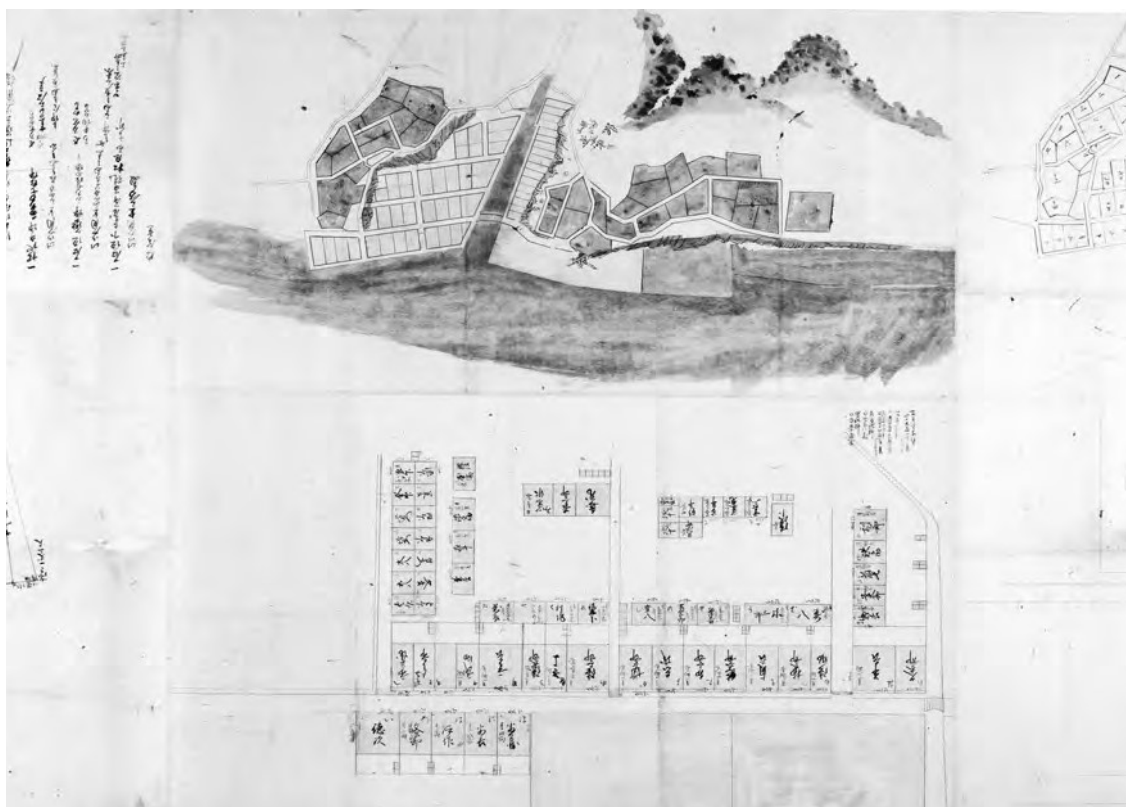
出典：小曾根六左衛門浪ノ平ニ而建家奉願候書付  
 (「小曾根六左衛門築地外租人貸地ニ差加ヘ拜借金被仰付候一件」所収)

【表三】貸家等年間賃料一覧

名目	両	分	朱	永	歩
貸家賃	596	1			
蔵敷	214	2		12	5
居留地料	708				
貸地料	150				
合計	1668	3		12	5

出典：浪ノ平埋立居留地図

資料の書付に関連する図面とは棟数と配置が異なっている。なお、小曾根氏から長崎県立長崎図書館へ寄贈された「長崎市小曾根地域地割図」【写真二】には該当区域が居留地外であるため、建物が線描で表現されているが、建物配置は前述の居留地図に比較的近い<sup>39)</sup>。このことから、書付に付随する図面は計画段階のもので実際に施工されたものとは異なると推察される。「浪ノ平埋立居留地図」中の図面に記されている年間賃料が【表三】のとおりでこの一、六六八両余は、実際に収納できていたのか、それを確認できる史料が見つからないので不明である。乾堂は、さらに明治三年（一八七〇）九月に長崎物産会所から四、〇〇〇両を拝借しており、元金四千両が同年十一月に長崎県外務局から同会所へ繰替え払いされている。



【写真一】浪ノ平埋立居留地図（長崎歴史文化博物館蔵）



【写真二】長崎市内小曾根地域地割図（長崎歴史文化博物館蔵）

【史料七】「小曾根榮拝借金年賦嘆願書并請証文其外年賦割合書」

証

（割印）金四千兩

右者当年九月中歩預新開地并建家引当を以当会所ら小曾根家  
栄江貸渡置候処此度其御局ら繰替出方二付書面金高御引渡相  
成正二請取候也

明治三年

庚午十一月

外務局

物産会所印

（中略）

覚

一 金千百兩也

右者小曾根屋榮拝借金之内御引去御下渡被成下候処二請取  
奉申上候依之返証文之義者利足勘定仕過金一同相渡可申候為  
念一札奉差上候処仍而如件

本籠町

庚午九月四日

荒木屋

長三郎印

庶務

御掛所

前書之通奉申上候二付奥印仕候以上

右町掛乙名

吉田宗十郎

御添書奉願口上覚

今般御拝借被 仰付候金四千両之内

内千両荒木屋長三郎江御下渡 被仰付被下度此段奉願候以上

明治三年

小曾根屋

庚午九月四日

栄印

庶務

御掛所

(貼紙) 書面質地取調候処相違無御座候

庚午九月五日

郡方

印

(中略)

返上納年割

一 金四千両

右返上納年賦

一 元利千三百六拾両

元八百両

未年九月廿九日上納

利五百六拾両

一 元利千八百八拾四両

元八百両

申年九月廿九日上納

利三百八拾四両

一 元利千八百八拾八両

元八百両

酉年九月廿九日上納

利貳百八拾八両

一 元利九百九拾貳両

元八百両

戌年九月廿九日上納

利百九拾貳両

一 元利八百九拾六両

元八百両

亥年九月廿九日上納

利九拾六両

元利合

ノ五千五百貳拾両

凡皆納年限中閏月有之候節者

一ヶ月利足相加上納仕候

明治三年

小曾根屋

庚午九月

栄印

庶務

御掛所<sup>11)</sup>

この四千両のうち、長崎県庶務掛が本籠町の荒木屋長三郎へ一、一〇〇両を下げ渡しており、乾堂は同氏に何らかの理由で借入していたものと思われる。

同史料によれば五ヶ年で利息と併せて五、五二〇両を返済することとしているが、実際の返済日は不明である。

「乾堂居士伝」によれば、明治二年(一八六九)に米国郵船発着のため築地に棧橋を建設しており、その建設資金に充当された可能性もあるがこれも詳細は不明である。<sup>12)</sup>

更に、明治五年(一八七三)から同一〇年の間に千八百円借用した時の関係書類も残っている。

【史料八】「地所書入金子借用証文之事」

地所書入金子借用証文之事

一金壹千八百円也

此引当書入品

旧第三大区居留地

五十壹番地

一坪数 四百七拾五坪

此沽券金九百五拾円

第一大区十小区

浪ノ平

地主 小曾根栄

旧第壹大区九小区居留地

第一大区十小区

四十九番地

浪ノ平

一坪数 四百五拾坪

地主 小曾根栄

此沽券金九百円

右之金今般就要用右地所書入右金子借用仕候処実正也返済之儀  
百円ニ付壹ヶ月金壹円宛之利足月々相納元金之儀者本年第拾二  
月ヨリ来拾壹年五月限急度返済可仕候万一期月ニ至り相滞候節  
者前書引当品ヲ以テ親類受人引受返弁仕毛頭滞滞仕間敷候仍而  
親類請人連印之上戸長衆見届奥印申請地所書入証文相渡申處如  
件<sup>43</sup>

この史料は、宛先（貸主）、日付、借用人及び連帯保証人の記載部分  
を欠いており押印もないことから証文原本とは考えにくく詳細は不明  
であるが、明治三年の借用からあまり時間を置かず借入している  
ことが伺える。再び居留地の地所を抵当に引き当てており、裏を返  
せば居留地の地所の地料や火除地等の土蔵・家屋の賃料が確

実に入ってくることから十分な担保物件とみなされていたことが推察される。

以上、乾堂の築地造営にかかる資金繰りについてみてみたが、これらを整理すると【表四】「拝借金一覽」のとおりとなる。

造営当初は返済が危うくなり借金を重ねることとなるが、借家等の建設による増収や敷地料の安定的な確保により、やがて資金繰りの問題は解決の方向に向かつていったものと思われる。これは本業である質商や堺糸割符請払役の経験が堅実な経営手法へと向かわせていったのではないだろうか。その後、息子星海が新たな事業を起こしたり、引き続き小曾根町の居宅を所有していることが確認でき、明治三三年発行の『長崎県一円富豪家一覽』には星海が一六番目に記載されていることから、いずれもどこかの時点で完済したものであると思われる。

なお、本博多町の地所については、明治期の同町の図面では所有者が「三井銀行」となっており、同時期にこの地所が処分され小曾根氏の本拠地が完全に小曾根町へ移ったと考えられる。<sup>44</sup>

おわりに

小曾根氏が築造した築地は、越前藩蔵屋敷及び外国人貿易商へ賃貸して賃料を得ていたことはこれまで明らかにされているが、造営に係る資金調達については菱谷氏の論考において言及されているのみで、詳細は明らかにはされていない。本稿では、小曾根氏の経済活動を支えていた資金調達の流れについて少し踏み込んで考察してみたが、史料的な制約もありまだ未解明の部分も残ってしまった。

なお、当初この地における小曾根氏自身の貿易・経済活動について長崎歴史文化博物館所蔵史料を中心に調査を行ったが、関係資料は見当たらずその実態を明らかにすることはできなかった。わずかに地所を外国貿易商へ引き渡す前に土蔵に保管していたものから小曾根氏自身の当地での商取引活動が推察できるくらいである。<sup>45</sup> 順三郎が外国人商人と付き合いがあった旨を竹影が申し立てているが、乾堂及びその兄弟の商取引に関連する史料があれば、さらに具体的な経済活動の実態が窺えるので、これに関連した史料の有無を今後も確認する作業が必要になっていく。

末筆ながら、本稿執筆にあたり色々とお教示いただいた小曾根家第一七代当主吉郎・育代御夫妻、長崎市議会議員永尾春文氏、浪の平歴史探訪の会々長鮫島和夫氏、長崎市シーボルト記念館々長織田毅氏、諫早史談会々員織田武人氏、資料の掲載を御許可いただいた諫早市立諫早図書館と長崎歴史文化博物館、お手続きいただいた諫早図書館の森健史氏に厚く御礼申し上げます。

(長崎市長崎学研究所係長)

【表四】 拝借金一覧

借入先	越前藩	居留場御役場 (居留場掛)	御救銀 御貸付方	長崎会所か	長崎会所か	物産会所	不明					
借入時期	不明	文久3年 亥12月	慶応元年 丑11月	慶応元年 丑12月	慶応3年 卯7月	明治3年 午9月	明治5から 10年か					
借入金	4,030両	洋銀9394枚2合 5夕(4697両2朱) ※5年分割	1,000両	2,000両	900両	4,000両	1,800円					
償還年数	1+10年	12ヶ年	10ヶ年	10ヶ年(寅~亥) 200両/年	5ヶ年(辰~申) 180両/年	5ヶ年(未~亥) 毎年9月29日納	明治?年12月~ 同11年5月					
利足	不明	不明	月8歩	年1割	年1割	年1割2分	100円に付き1円/月					
償還予定												
和暦	干支	洋暦	金額	返納日	金額	金額	金額	返納日	金額	返納日	金額	金額
文久2	戌	1862										
文久3	亥	1863										
元治元	子	1864	1,400両	8月納	洋銀796枚2分 6厘9毛6弗							
慶応元	丑	1865	630両	4月21日	以下同じ	16両 2分永166文7ト						
慶応2	寅	1866			〃	100両	400両	卯正月29日 六左衛門納				
慶応3	卯	1867			〃	100両	380両	辰3月18日 代真太郎納	45両	12月24日 代人真一郎納		
明治元	辰	1868			〃	100両	360両	巳7月8日 真太郎納	265両2分	7月10日納 12月27日納		
明治2	巳	1869			〃	100両	340両		247両2分	8月18日皆 納		
明治3	午	1870			〃	100両	320両		229両2分			
明治4	未	1871			〃	100両	300両		211両2分		1,360両	
明治5	申	1872			〃	100両	280両		193両2分		1,184両	
明治6	酉	1873			〃	100両	260両				1,088両	
明治7	戌	1874			〃	100両	240両				992両	
明治8	亥	1875			〃	100両	220両				896両	
明治9	子	1876										
明治10	丑	1877	200両									
...												
明治19	戌	1886	200両				3100					
償還総額		4,030両			9,552枚24分 72厘108毛72弗 (4776両余)			3,116両 2分永166文7ト		1,192両2分	5,520両	不明
完済時期	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	慶応2年8月18日皆納	不明	不明	不明	不明
出典	小曾根六左エ門 拝借一件同人持 地取調子書類同 人諸伺書 文久 3年~慶応元年		小曾根六左衛門 築地外国人貸地 ニ差加へ拝借金 被仰付候一件		小曾根六左衛門 築地外国人 貸地ニ差加へ 拝借金被仰付 候一件		御貸附金年賦帳 慶応元 年	慶応三年 御貸附金年 賦帳 全	小曾根栄拝借金 年賦帳願書並請 証文其外年賦制 合書 明治3年 ~同6年		地所書入金子借 用証文之事	

- 1 小曾根邦次郎・下瀬隆治対談『新長崎夜話草 小曾根風雲録(二)』二二頁(一九八〇年 西日本文化協会編『西日本文化 第一六四号』所収)
- 2 長崎歴史文化博物館蔵 請求番号: 図19
- 3 長崎歴史文化博物館蔵 請求番号: 13 328
- 4 豊後町の諸藤氏(こさけは) Paske-Smith, M. *Western barbarians in Japan and Formosa in Tokugawa days, 1603-1868* 〇 List of Japanese Exporting or selling firms recommended to the English Consul in 1862 by the Governor of Nagasaki Morofuji Kihichiro Bungo Machi, List of Japanese Importing or buying firms recommended to the English Consul in 1862 by the Governor of Nagasaki に Morofuji Kyubei Bungo Machi の記載がある。
- 5 伊王島町教育委員会編『伊王島町郷土誌』(一九七二年 伊王島町) 四五五頁
- 6 森永種夫編『犯科帳 第九卷』(一九六〇年 犯科帳刊行会) 六二頁
- 7 神野雄二「日本印人研究」(熊本大学教育学部紀要『人文科学』二〇〇六年及び二〇〇八年 第五五号及び第五七号)
- 8 小曾根育代著・小曾根吉郎監修『小曾根乾堂 謎解きの旅一 閩関で繋がる四賢侯、そして西南雄藩』(二〇一四年 ゆるり書房)
- 9 小曾根育代著・小曾根吉郎監修『小曾根乾堂 謎解きの旅 幕末明治を刻した長崎人』(二〇一五年 長崎新聞社)
- 10 長崎歴史文化博物館蔵 請求番号: ス13 10
- 10 福岡博編『蓮池藩日誌』(一九八一年 蓮池商工会) 五〇七頁、五四九頁
- 11 藤本隆士編『文書課事務簿 ―長崎関係史料―』(一九八〇年 福岡大学研究所) 四四三頁
- 12 菱谷前掲書三六五頁。該当資料は、「自元治元子年至慶応三卯年 外国人遊歩場御用留 第一」長崎歴史文化博物館蔵 請求番号: B 14 41・2 ※善五郎は該当資料では東築町の居住になってゐる
- 13 長崎歴史文化博物館蔵 請求番号: 図241
- 14 諫早市立諫早図書館蔵(史料番号: 一〇八六三)
- 15 同右(史料番号: 一〇八六五)
- 16 同右(史料番号: 一〇九〇五)
- 17 三上一夫編『由利公正のすべて』(二〇〇一年 新人物往来社) 松浦玲『横井小楠』(二〇〇〇年 朝日新聞社)
- 18 三上一夫『幕末維新と松平春岳』(二〇〇四年 吉川弘文館) 四六頁
- 18 長崎歴史文化博物館蔵 請求番号: 14 91・1 3
- 19 神野前掲書(二〇〇八年) 二六五(二〇〇)頁
- 20 越中哲也編『慶応元年 明細分限帳』(一九八五年 長崎歴史文化協会)
- 21 菱谷前掲書三三〇頁
- 22 菱谷前掲書三五六頁
- 23 菱谷前掲書三四七頁 資料「従安政五戌午年至文久元辛酉年 梅香崎昆布蔵并大浦百姓住家御買上一件」所収「乍憚奉願口上書」戊(文久二) 八月 請求番号: B 14 63・3

- 24 森永種夫編『犯科帳 第一一巻』(一九六一年 犯科帳刊行会) 一二五頁
- 25 森永種夫編『口書集 下巻』(一九六四年 犯科帳刊行会) 二五九〜二六一頁
- 26 菱谷前掲書三六四頁
- 27 松浦玲前掲書一八三頁
- 28 『幕末の越前藩』六四頁
- 29 『由利公正伝』(一九一六年 光融館) 九二頁
- 30 本川幹男ほか前掲書六三頁
- 31 横山伊徳「日本開港とロウ貿易 ―オランダ貿易会社を例に―」(二〇一七年『講座明治維新6 明治維新と外交』有志社 所収)
- 32 横山前掲書二〇一頁では、一八六三・六四年当時の洋銀とギルダの換算率として洋銀一ドル⇔約二・七ギルダとしている。
- 33 「小曾根六左衛門拝借一件」長崎歴史文化博物館蔵 請求番号… B 14 347・5
- 34 「小曾根六左衛門拝借一件」同右
- 35 本資料については、今後浪の平歴史探訪会が発行する刊行物に掲載が予定されているので詳細は同書を御参照いただきたい。
- 36 菱谷前掲書三五一頁 該当資料は、「小曾根六左衛門所持浪ノ平土地新開築地一件」長崎歴史文化博物館蔵 請求番号… B 17 83・1
- 37 慶応元年の二千両拝借は「小曾根六左衛門築地外国人貸地ニ差加へ拝借金被仰付候一件 小曾根六左衛門築地外国人貸地ニ差加へ拝借金被仰付候一件」のうち、「乍恐以書付奉願候」(長崎歴史文化博物館蔵 請求番号… B 14 451・2)、同年千両拝借は「御貸付金年賦帳 慶応元年」(長崎歴史文化博物館蔵 請求番号… B 14 23・1)、慶応三年分は「御貸付金年賦帳 慶応三年」(長崎歴史文化博物館蔵 請求番号… B 14 27・1)
- 38 長崎歴史文化博物館蔵 請求番号… B 14 451・2
- 39 長崎歴史文化博物館蔵 請求番号… 函 190
- 40 長崎歴史文化博物館蔵 請求番号… ス 3 1・1 2
- 41 長崎歴史文化博物館蔵 請求番号… 14 395・3
- 42 神野前掲書(二〇〇六年) 二二二頁
- 43 長崎歴史文化博物館蔵 請求番号… ス 17 2
- 44 長崎歴史文化博物館蔵 請求番号… 函 265
- 45 「小曾根六左衛門所持浪ノ平土地新開築地一件」長崎歴史文化博物館蔵 請求番号… B 17 83・1